資料３

議案３：酒生地域コミュニティバス（酒生いきいきバス）のルート変更について

１．変更内容

南ルート第３便「東部プラザ～くわばら皮膚科クリニック～土木事務所前」間のルートを、別紙路線図（資料３－１参照）のとおり変更する。また、くわばら皮膚科クリニックのバス停留所を廃止とする。

２．変更の理由

従来より、東部プラザからくわばら皮膚科クリニックを経由し県土木事務所へ向かう道は、降雪時にすれ違いが困難になることから、冬期間は今回の変更ルートを迂回路として運行をしていた。

くわばら皮膚科クリニックが既になくなっており、当該バス停利用が見られないこと、及び、走行上の安全を考慮して、現行の冬期迂回路を通常ルートとして設定することとする。

参考：酒生いきいきバス乗車数（Ｈ２９．１０～Ｈ３０．９）

全停留所	８，４８９人
くわばら皮膚科クリニック	０人

３．変更時期

平成３１年４月１日（月）より

４．備考

運行している京福バスからの提案を受け、運営主体である地元協議会が協議し、当該変更を行うことについては合意済。

また、路線の通行について、京福バスが福井警察署と協議済。
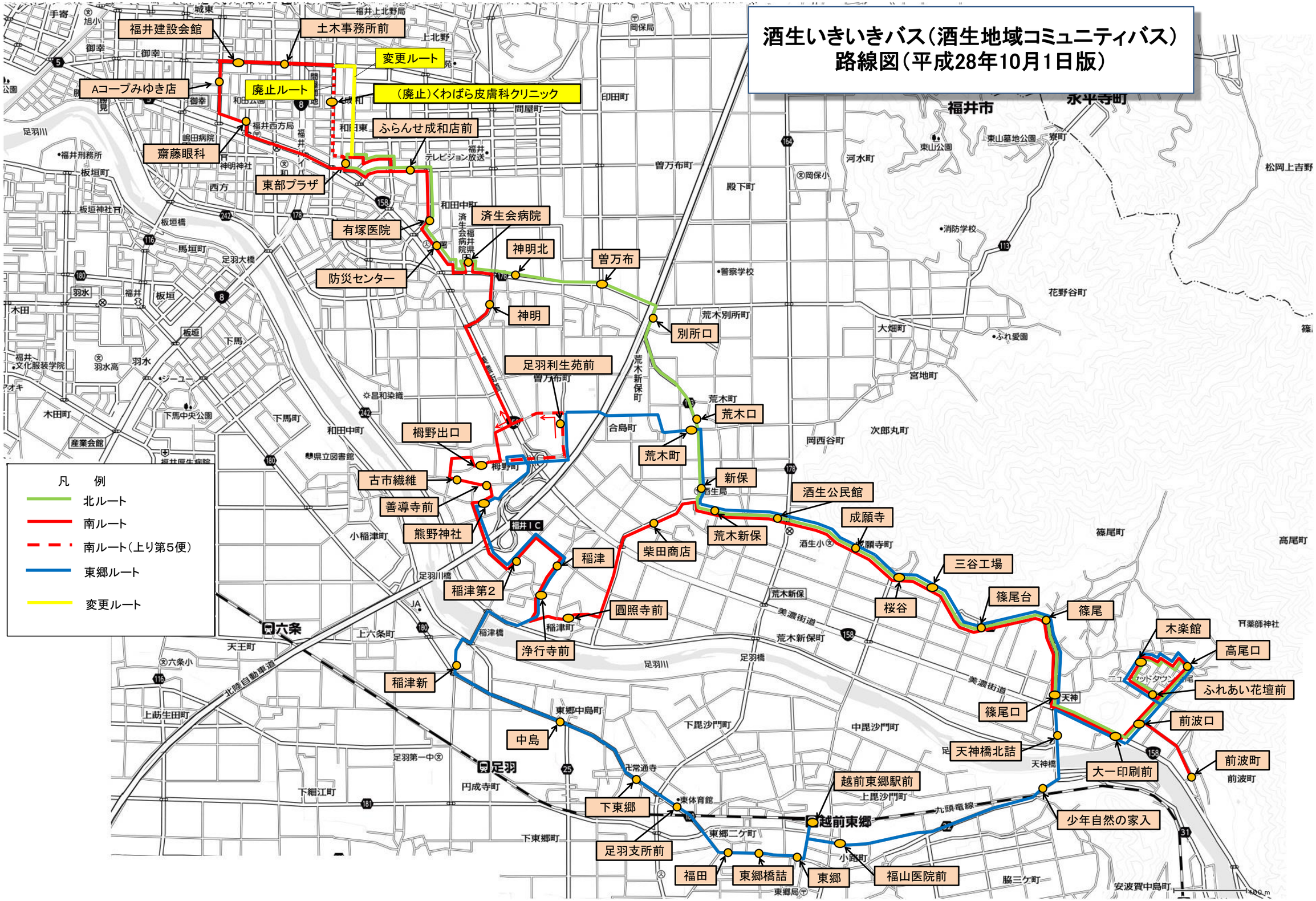
酒生いきいきバス（酒生地域コミュニティバス）路線図（平成28年10月1日版）